

令和2年8月4日

1号認定児の保護者の皆様

菩提寺くじらこども園

園長 益子 裕美

非常災害その他の緊急事態における非常措置について

菩提寺くじらこども園では、緊急事態における非常措置について、市内こども園1号認定児、小中学校の申し合わせ事項に準じて下記のとおり、お願いいたします。

暴風・大雨・洪水・大雪などの非常災害その他緊迫事態の発生により、園児の登園・降園に危険があると予想される場合、臨時休園やその他の非常措置をとる場合があります。

テレビやラジオで特別警報・暴風警報が発令されたときの園児の安全確保については、下記の通りとしますのでご協力くださるようよろしくお願いいたします。

1, 県下に「大雨、暴風、大雪等を含む特別警報」及び「暴風を含む警報」の発令時における措置

- ① 登園前においては自宅待機とし、午前7時において滋賀県に上記の警報が発令、あるいは発令中の場合は臨時休園となります。

○例・特別警報 ・暴風警報 ・暴風警報+大雨警報 ・暴風警報+洪水警報

※いずれも、園から連絡がなくても臨時休園となります

- ② 保育中に発令した場合は、メール配信（オクレンジャー）で連絡をする場合がありますので、登録をされていない方は至急登録をお願いします。

2, その他

・ 警報は出ていないが、地域の気象状況によって大きく状況が変わります。その場合は、湖南市幼児施設課と協議し対応措置を連絡します。

・ 「特別警報」について

特別警報とは、「警報の発表基準をはるかに超える豪雨や重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発令される警報です。（発令された場合はただちに命を守る行動をとる必要があります）」

※ この文章は見える場所に貼っておいてください。

※ メール配信（オクレンジャー）に登録されていない方は登録をお願いいたします。